



和歌山県報

発行 和歌山県
和歌山市小松原通一丁目1番地
毎週火、金曜日発行

目次

(取扱課室名) ページ

○ 告示

645	随意契約の相手方の決定	(広報課).....	2
646	平成13年和歌山県告示第748号(和歌山県情報公開条例施行規則の規定による知事が定める法人)の一部改正	(総務学事課).....	2
647	平成15年和歌山県告示第818号(和歌山県個人情報保護条例施行規則の規定による出資法人等)の一部改正	(").....	2
648	地籍調査の成果の認証	(地域政策課).....	3
649	"	(").....	3
650	"	(").....	3
651	"	(").....	4
652	"	(").....	4
653	"	(").....	4
654	"	(").....	5
655	"	(").....	5
656	"	(").....	5
657	"	(").....	6
658	"	(").....	6
659	"	(").....	7
660	"	(").....	7
661	指定自立支援医療機関の変更	(障害福祉課).....	7
662	海南野上土地改良区の役員の就退任	(農業農村整備課).....	8
663	保安林の指定の解除予定	(森林整備課).....	8
664	保安林の指定	(").....	9
665	保安林の指定施業要件の変更	(").....	9
666	漁業災害補償法の規定による区域の指定	(水産振興課).....	9
667	道路の区域変更	(道路保全課).....	10
668	道路の供用開始	(").....	10
669	道路の区域変更	(").....	11
670	道路の供用開始	(").....	11
671	道路の区域変更	(").....	11
672	道路の供用開始	(").....	12
673	道路の区域変更	(").....	12
674	平成26年度和歌山県立和歌山工業高等学校情報教育教室用情報処理機器等の賃貸借に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格等	(教育委員会).....	12
675	一般競争入札による落札者の決定	(").....	14
676	"	(").....	15

○ 公告

入札公告

(教育委員会)..... 16

○ 正誤

平成26年3月25日付け和歌山県報第2541号和歌山県告示第325号中

..... 18

告 示

和歌山県告示第645号

平成26年度行財政情報サービス(iJAMP)の提供契約について、随意契約の相手方を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。)第11条及び和歌山県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則(平成7年和歌山県規則第107号)第10条の規定に基づき、次のとおり公示する。

平成26年5月23日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 随意契約に係る特定役務の名称及び数量

平成26年度行財政情報サービス(iJAMP)の提供業務 一式

2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

和歌山県広報課

和歌山市小松原通一丁目1番地

3 随意契約の相手方を決定した日

平成26年4月1日

4 随意契約の相手方の氏名及び住所

株式会社時事通信社

東京都中央区銀座五丁目15番8号

5 随意契約に係る契約金額

30,869,940円(うち消費税及び地方消費税の額2,286,660円)

6 契約の相手方を決定した手続

随意契約

7 随意契約の理由

特例政令第10条第1項第1号の規定に該当し、地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条第2項の規定により随意契約する。

和歌山県告示第646号

平成13年和歌山県告示第748号(和歌山県情報公開条例施行規則の規定による知事が定める法人)の一部を次のように改正する。

平成26年5月23日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

告示中「財団法人紀南環境整備公社」を削る。

和歌山県告示第647号

平成15年和歌山県告示第818号(和歌山県個人情報保護条例施行規則の規定による出資法人等)の一部を次のように改正する。

平成26年5月23日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

告示中「財団法人紀南環境整備公社」を削る。

和歌山県告示第648号

和歌山県御坊市塩屋町北塩屋の一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したもので同条第4項の規定により公告する。

平成26年5月23日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 調査を行った者の名称
和歌山県御坊市
- 2 調査を行った時期
平成24年4月19日から平成26年2月7日まで
- 3 成果の名称
和歌山県御坊市塩屋町北塩屋の一部地区の地籍図及び地籍簿
- 4 調査を行った地域
和歌山県御坊市塩屋町北塩屋の一部地区
- 5 認証年月日
平成26年5月10日

和歌山県告示第649号

和歌山県日高郡みなべ町西岩代の一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したもので同条第4項の規定により公告する。

平成26年5月23日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 調査を行った者の名称
和歌山県日高郡みなべ町
- 2 調査を行った時期
平成24年4月17日から平成26年2月7日まで
- 3 成果の名称
和歌山県日高郡みなべ町西岩代の一部地区の地籍図及び地籍簿
- 4 調査を行った地域
和歌山県日高郡みなべ町西岩代の一部地区
- 5 認証年月日
平成26年5月10日

和歌山県告示第650号

和歌山県日高郡みなべ町清川の一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したもので同条第4項の規定により公告する。

平成26年5月23日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 調査を行った者の名称
和歌山県日高郡みなべ町
- 2 調査を行った時期
平成24年4月17日から平成26年2月5日まで
- 3 成果の名称
和歌山県日高郡みなべ町清川の一部地区の地籍図及び地籍簿

- 4 調査を行った地域
和歌山県日高郡みなべ町清川の一部地区
- 5 認証年月日
平成26年5月10日

和歌山県告示第651号

和歌山県有田郡有田川町大字生石の一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したので同条第4項の規定により公告する。
平成26年5月23日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 調査を行った者の名称
和歌山県有田郡有田川町
- 2 調査を行った時期
平成21年8月18日から平成24年3月23日まで
- 3 成果の名称
和歌山県有田郡有田川町大字生石の一部地区の地籍図及び地籍簿
- 4 調査を行った地域
和歌山県有田郡有田川町大字生石の一部地区
- 5 認証年月日
平成26年5月10日

和歌山県告示第652号

和歌山県有田郡有田川町大字川口の一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したので同条第4項の規定により公告する。
平成26年5月23日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 調査を行った者の名称
和歌山県有田郡有田川町
- 2 調査を行った時期
平成21年8月18日から平成24年3月15日まで
- 3 成果の名称
和歌山県有田郡有田川町大字川口の一部地区の地籍図及び地籍簿
- 4 調査を行った地域
和歌山県有田郡有田川町大字川口の一部地区
- 5 認証年月日
平成26年5月10日

和歌山県告示第653号

和歌山県有田郡有田川町大字彦ヶ瀬の一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したので同条第4項の規定により公告する。
平成26年5月23日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 調査を行った者の名称

和歌山県有田郡有田川町

2 調査を行った時期

平成22年5月25日から平成24年3月15日まで

3 成果の名称

和歌山県有田郡有田川町大字彦ヶ瀬の一部地区の地籍図及び地籍簿

4 調査を行った地域

和歌山県有田郡有田川町大字彦ヶ瀬の一部地区

5 認証年月日

平成26年5月10日

和歌山県告示第654号

和歌山県紀の川市粉河の一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したので同条第4項の規定により公告する。

平成26年5月23日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 調査を行った者の名称

和歌山県紀の川市

2 調査を行った時期

平成23年4月1日から平成26年1月17日まで

3 成果の名称

和歌山県紀の川市粉河の一部地区の地籍図及び地籍簿

4 調査を行った地域

和歌山県紀の川市粉河の一部地区

5 認証年月日

平成26年5月10日

和歌山県告示第655号

和歌山県和歌山市松江中二丁目・松江東三丁目・松江東四丁目地区における地籍調査の成果は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したので同条第4項の規定により公告する。

平成26年5月23日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 調査を行った者の名称

和歌山県和歌山市

2 調査を行った時期

平成23年4月1日から平成25年3月12日まで

3 成果の名称

和歌山県和歌山市松江中二丁目・松江東三丁目・松江東四丁目地区の地籍図及び地籍簿

4 調査を行った地域

和歌山県和歌山市松江中二丁目・松江東三丁目・松江東四丁目地区

5 認証年月日

平成26年5月10日

和歌山県告示第656号

和歌山県日高郡みなべ町清川の一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したので同条第4項の規定により公告する。

平成26年5月23日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 調査を行った者の名称
和歌山県日高郡みなべ町
- 2 調査を行った時期
平成24年4月17日から平成26年2月7日まで
- 3 成果の名称
和歌山県日高郡みなべ町清川の一部地区の地籍図及び地籍簿
- 4 調査を行った地域
和歌山県日高郡みなべ町清川の一部地区
- 5 認証年月日
平成26年5月10日

和歌山県告示第657号

和歌山県日高郡みなべ町東岩代の一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したので同条第4項の規定により公告する。

平成26年5月23日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 調査を行った者の名称
和歌山県日高郡みなべ町
- 2 調査を行った時期
平成24年4月17日から平成25年11月8日まで
- 3 成果の名称
和歌山県日高郡みなべ町東岩代の一部地区の地籍図及び地籍簿
- 4 調査を行った地域
和歌山県日高郡みなべ町東岩代の一部地区
- 5 認証年月日
平成26年5月10日

和歌山県告示第658号

和歌山県伊都郡高野町大字高野山の一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したので同条第4項の規定により公告する。

平成26年5月23日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 調査を行った者の名称
和歌山県伊都郡高野町
- 2 調査を行った時期
平成24年4月1日から平成26年1月30日まで
- 3 成果の名称
和歌山県伊都郡高野町大字高野山の一部地区の地籍図及び地籍簿
- 4 調査を行った地域
和歌山県伊都郡高野町大字高野山の一部地区

5 認証年月日
平成26年5月10日

和歌山県告示第659号

和歌山県伊都郡高野町大字花坂の一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したので同条第4項の規定により公告する。

平成26年5月23日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 調査を行った者の名称
和歌山県伊都郡高野町
- 2 調査を行った時期
平成24年4月1日から平成26年1月30日まで
- 3 成果の名称
和歌山県伊都郡高野町大字花坂の一部地区の地籍図及び地籍簿
- 4 調査を行った地域
和歌山県伊都郡高野町大字花坂の一部地区
- 5 認証年月日
平成26年5月10日

和歌山県告示第660号

和歌山県紀の川市猪垣・中津川・藤井・北長田の各一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したので同条第4項の規定により公告する。

平成26年5月23日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 調査を行った者の名称
和歌山県紀の川市
- 2 調査を行った時期
平成23年4月1日から平成26年1月17日まで
- 3 成果の名称
和歌山県紀の川市猪垣・中津川・藤井・北長田の各一部地区の地籍図及び地籍簿
- 4 調査を行った地域
和歌山県紀の川市猪垣・中津川・藤井・北長田の各一部地区
- 5 認証年月日
平成26年5月10日

和歌山県告示第661号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第64条の規定により、指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）から次のとおり変更の届出があったので公示する。

平成26年5月23日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

医療機関の名称	医療機関の所在地	変更内容	変更前	変更後	変更年月日

株式会社大谷薬局	橋本市古佐田一丁目4番55号	医療機関の名称	大谷薬局	株式会社大谷薬局	平成26.5.1
----------	----------------	---------	------	----------	----------

和歌山県告示第662号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により海南野上土地改良区の役員について次のとおり公告する。

平成26年5月23日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 退任した役員（平成26年4月24日退任）

職名	氏名	住所
理事	谷口勇	海南市野上中467番地
理事	田尻優	海南市野上中164番地5
理事	山本恵康	海南市溝ノ口112番地
理事	田尻道夫	海南市野上中147番地1
理事	武中保彦	海南市溝ノ口181番地
理事	上野賢一	海南市椋木185番地5
理事	岡本眞和	海南市別院93番地
理事	藪中實康	海南市野尻281番地
理事	橋本巖	海草郡紀美野町小畑71番地1
理事	芝崎和好	海草郡紀美野町動木420番地
理事	田中武美	海南市下津野269番地
監事	藤山哲二	海南市野上中528番地
監事	岩橋靖之	海草郡紀美野町小畑138番地
監事	岡本公秀	海南市別院523番第1号地

2 就任した役員（平成26年4月25日就任）

職名	氏名	住所
理事	谷口勇	海南市野上中467番地
理事	田尻優	海南市野上中164番地5
理事	山本文男	海南市溝ノ口119番地
理事	森脇久行	海南市野上中250番地
理事	武中保彦	海南市溝ノ口181番地
理事	上野賢一	海南市椋木185番地5
理事	上山元章	海南市別院614番地
理事	藪中實康	海南市野尻281番地
理事	橋本巖	海草郡紀美野町小畑71番地1
理事	芝崎和好	海草郡紀美野町動木420番地
理事	田中武美	海南市下津野269番地
監事	藤山哲二	海南市野上中528番地
監事	岩橋靖之	海草郡紀美野町小畑138番地
監事	中村泰和	海南市別院373番地

和歌山県告示第663号

次のように保安林の指定の解除をする予定であるから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2第1

項の規定により告示する。

平成26年5月23日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 解除予定保安林の所在場所 日高郡印南町大字上洞字道瀬563の2、564の2、字池之谷976の85、976の86
- 2 保安林として指定された目的 土砂の崩壊の防備
- 3 解除の理由 道路用地とするため

和歌山県告示第664号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成26年5月23日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 保安林の所在場所 東牟婁郡那智勝浦町大字高津気字峰1085の2、1088、1112から1115まで、1117の2（次の図に示す部分に限る。）、1122、1123（次の図に示す部分に限る。）、1124、1126、1126の1、1126の2
- 2 指定の目的 土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐は、択伐による。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県農林水産部森林・林業局森林整備課及び東牟婁振興局地域振興部林務課並びに那智勝浦町役場に備え置いて縦覧に供する。）

和歌山県告示第665号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成26年5月23日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 東牟婁郡那智勝浦町（次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備
- 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県農林水産部森林・林業局森林整備課及び東牟婁振興局地域振興部林務課並びに那智勝浦町役場に備え置いて縦覧に供する。）

和歌山県告示第666号

漁業災害補償法（昭和39年法律第158号）第118条第3項の規定により、単位漁場区域を次のように定める。

平成22年和歌山県告示第498号（漁業災害補償法の規定による区域の定め）は廃止する。

平成26年5月23日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

漁業災害補償法第114条第3号に掲げる養殖業

（養殖業の種類）

小割り式二年魚くろまぐろ養殖業、小割り式三年魚くろまぐろ養殖業及び小割り式四年魚くろまぐろ養殖業

名 称	単位漁場区域
第45浅海	和特区第801号特定区画漁業権の漁場のうち東牟婁郡串本町串本地先及び同町大水崎地先の区域
第40大島	和特区第801号特定区画漁業権の漁場のうち東牟婁郡串本町大島地先の区域
第35須江	和特区第802号特定区画漁業権の漁場の区域

和歌山県告示第667号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成26年5月23日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 道路の種類 県道

2 路線名 日高印南線

区 間	新旧の別	敷 地 の 幅 員 メートル	延 長 メートル	備 考
日高郡印南町大字印南原字東谷3561番4地先から同町大字印南原字東谷3603番1地先まで	旧	6.90 ） 27.48	171.00	
同上	新	7.25 ） 27.48	171.00	

和歌山県告示第668号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成26年5月23日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

道路の種類 県道

路線名 日高印南線

供用開始の区間 日高郡印南町大字印南原字東谷3561番4地先から同町大字印南原字東谷3603番1地先まで

供用開始の期日 平成26年5月23日

和歌山県告示第669号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成26年5月23日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 たかの金屋線

区 間	新旧の別	敷地の幅員 メートル	延長 メートル	備 考
日高郡日高川町大字高津尾字中原670番1地先から同町大字高津尾字平割619番1地先まで	旧	6.84 } 13.54	320.25	
同上	新	7.13 } 13.54	320.25	

和歌山県告示第670号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成26年5月23日

和歌山県知事 仁坂吉伸

道路の種類 県道

路線名 たかの金屋線

供用開始の区間 日高郡日高川町大字高津尾字中原670番1地先から同町大字高津尾字平割619番1地先まで

供用開始の期日 平成26年5月23日

和歌山県告示第671号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成26年5月23日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 御坊由良線

区 間	新旧の別	敷 地 の 幅 員 メートル	延 長 メートル	備 考
日高郡由良町大字江ノ駒字中坪 448番2地先から同町大字吹井字 永井新地972番2地先まで	旧	5.40 } 12.25	487.45	
同上	新	6.75 } 12.25	487.45	

和歌山県告示第672号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成26年5月23日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

道路の種類 県道

路線名 御坊由良線

供用開始の区間 日高郡由良町大字江ノ駒字中坪448番2地先から同町大字吹井字永井新地972番2地先まで

供用開始の期日 平成26年5月23日

和歌山県告示第673号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成26年5月23日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 道路の種類 県道

2 路線名 日置川大塔線

区 間	新旧の別	敷 地 の 幅 員 メートル	延 長 メートル	備 考
西牟婁郡白浜町ロヶ谷字藤野48 8番1地先から同町ロヶ谷字藤野 苔ヶ843番1地先まで	旧	4.00 } 13.60	318.10	
同上	新	10.70 } 20.80	318.10	

和歌山県告示第674号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「自治法令」という。）第167条の5第1項及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第4条の規定に基づき、

平成26年度和歌山県立和歌山工業高等学校情報教育教室用情報処理機器等の賃貸借に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格及びその資格審査の申請方法を次のように定める。

平成26年5月23日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 一般競争入札に付する業務の名称

平成26年度和歌山県立和歌山工業高等学校情報教育教室用情報処理機器等の賃貸借

2 一般競争入札に参加する者に必要な資格事項

この一般競争入札に参加することができる者は、平成26年6月20日（金）現在において、次の要件を満たしている者とする。

- (1) 自治法令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。
- (2) 自治法令第167条の4第2項の規定により競争入札への参加を排除されている者でないこと。
- (3) 和歌山県役務の提供等の契約に係る入札参加資格停止要領（平成21年制定）に基づく入札参加資格の停止を受けている者でないこと。
- (4) 国税、県税及び市町村税に未納がない者であること。
- (5) 次の各号のいずれにも該当しない者であること。

ア 和歌山県暴力団排除条例（平成23年和歌山県条例第23号。以下「暴力団排除条例」という。）第2条第3号に規定する暴力団員等（以下「暴力団員等」という。）であると認められる者

イ 暴力団（暴力団排除条例第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる者

ウ 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用するなどしていると認められる者

エ 暴力団若しくは暴力団員等に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に暴力団の活動、維持運営に協力し、若しくは関与していると認められる者

オ 暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる者

カ 暴力団又は暴力団員等であることを知りながら不当に利用するなどしていると認められる者

- (6) 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てがなされている者ではないこと。

- (7) 3の（1）のロに掲げる提案書について和歌山県の仕様を満足しているものを提出した者であること。

3 資格審査申請書類及びその配布方法等

- (1) この一般競争入札の参加資格の申請に必要な書類は、次のとおりとする。

ア 競争入札参加資格審査申請書

イ 事業経歴書

ウ 法人にあっては、発行後3か月を経過していない当該法人の登記事項証明書

エ 印鑑証明書

オ 直近2年分の財務諸表（法人にあっては貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書、個人にあっては青色申告書又は白色申告書の写し）

カ 使用印鑑届

キ 次に掲げる税金に未納がないことが確認できる納税証明書で発行後3か月を経過していないもの

（ア）法人税又は所得税並びに消費税及び地方消費税

（イ）和歌山県が課する県税全税目

（ウ）個人にあっては、和歌山県内の在住市町村が課する個人住民税（県・市町村民税）

ク 誓約書

ケ 委任状（申請者が代理人を選任した場合）

コ 和歌山県が示す仕様書に対する提案書

- (2) (1) のイからオまで、キ及びクに掲げる申請書類については、資格審査申請時点で既に和歌山県職務の提供等に係る入札参加資格に関する要綱（平成20年和歌山県告示第1261号）に基づく入札参加に関する知事の審査を経て、現に有効な入札参加資格決定通知書を交付されている者にあつては、当該通知書の写しを提出することにより、当該書類に代えることができる。
- (3) (1) のア、イ、カ、ク及びケに掲げる申請書類の用紙については、県で定めるものとし、これらの用紙は、平成26年5月23日（金）から同年6月6日（金）までの和歌山県の休日（平成元年和歌山県条例第39号）に規定する県の休日（以下「県の休日」という。）を除く日の午前9時から午後4時までの間に、6に掲げる場所で配布を行う。
- (4) (1) に掲げる申請書類について質問がある者は、4に掲げる資格審査説明会において質問を行うものとし、その後は、平成26年6月11日（水）午後4時までに和歌山県立和歌山工業高等学校に対して書面（ファクシミリを含む。）により行うものとする。
- 4 資格審査説明会の場所及び日時
- (1) 場所
和歌山市西浜3丁目6番1号
和歌山県立和歌山工業高等学校 応接室
- (2) 日時
平成26年6月6日（金）午後3時
- 5 資格審査申請書類の受付期間及び受付場所
平成26年6月6日（金）から同月20日（金）までの県の休日を除く日の午前9時から午後4時までの間に6に掲げる場所で受け付ける。
- 6 資格審査申請書類の配布の場所
和歌山県立和歌山工業高等学校 事務室
和歌山市西浜3丁目6番1号
郵便番号 641-0036
電話番号 073-444-0158
ファクシミリ番号 073-444-2510
- 7 申請書類に使用する言語
申請書類に使用する言語は、日本語とする。
- 8 資格審査の結果の通知
資格審査申請者には、競争入札参加資格結果通知書を平成26年7月9日（水）までに郵送により通知する。
- 9 競争入札参加資格がないと認められた者に対する理由の説明
- (1) 競争入札参加資格がないと認められた者は、本県に対してその理由について説明を求めることができる。
- (2) (1) の説明は、不適格認定の通知を受けた日の翌日から起算して10日（県の休日を除く。）以内に書面により求めるものとする。
- (3) (2) の書面は、持参又は書留郵便により提出するものとする。
- (4) 説明を求めた者に対しては、書面の提出を受けた日の翌日から起算して3日（県の休日を除く。）以内に書面により回答するものとする。
- (5) (2) の書面の提出は、6に掲げる場所とする。

和歌山県告示第675号

平成26年度和歌山県立図書館資料（図書）納入業務について、一般競争入札により落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定職務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特

例政令」という。)第11条及び和歌山県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則(平成7年和歌山県規則第107号)第10条の規定に基づき、次のとおり公示する。

平成26年5月23日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 落札に係る特定役務の名称及び数量
和歌山県立図書館資料(図書)納入業務 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
和歌山県立図書館総務課
和歌山市西高松一丁目7番38号
- 3 落札者を決定した日
平成26年3月25日
- 4 落札者の氏名及び住所
株式会社ヒロカンパニー
和歌山市広瀬中ノ丁2丁目97番地
- 5 落札金額(各1冊当たりの納入価格)
資料本体価格の97.2パーセント
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 特例政令第6条の公告を行った日
平成26年2月7日

和歌山県告示第676号

平成26年度和歌山県立図書館資料(逐次刊行物)納入業務について、一般競争入札により落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。)第11条及び和歌山県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則(平成7年和歌山県規則第107号)第10条の規定に基づき、次のとおり公示する。

平成26年5月23日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 落札に係る特定役務の名称及び数量
和歌山県立図書館資料(逐次刊行物)納入業務 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
和歌山県立図書館総務課
和歌山市西高松一丁目7番38号
- 3 落札者を決定した日
平成26年3月25日
- 4 落札者の氏名及び住所
株式会社ヒロカンパニー
和歌山市広瀬中ノ丁2丁目97番地
- 5 落札金額(各1冊当たりの納入価格)
資料本体価格の99.0パーセント
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 特例政令第6条の公告を行った日
平成26年2月7日

公 告

入 札 公 告

平成26年度和歌山県立和歌山工業高等学校情報教育教室用情報処理機器等の賃貸借について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「自治法令」という。）第16条の6及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条の規定に基づき公告する。

平成26年5月23日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 一般競争入札に付する事項

(1) 事業年度

平成26年度

(2) 調達物品等の名称

平成26年度和歌山県立和歌山工業高等学校情報教育教室用情報処理機器等の賃貸借

(3) 調達物品等の仕様の内容

入札説明書による。

(4) 納入及び設置場所

和歌山市西浜3丁目6番1号

和歌山県立和歌山工業高等学校

(5) 履行期間

平成26年10月1日（水）から平成31年9月30日（月）まで

2 一般競争入札に参加する者に必要な資格に関する事項

平成26年和歌山県告示第674号に規定する平成26年度和歌山県立和歌山工業高等学校情報教育教室用情報処理機器等の賃貸借に係る競争入札参加資格を有すること。

3 契約条項を示す場所及び日時

(1) 場所

和歌山市西浜3丁目6番1号

和歌山県立和歌山工業高等学校 事務室

(2) 日時

平成26年5月23日（金）から同年7月15日（火）までの和歌山県の休日を定める条例（平成元年和歌山県条例第39号）に定める県の休日（以下「県の休日」という。）を除く日の午前9時から午後4時まで

4 入札説明書を交付する場所及び日時等

(1) 入札説明書を交付する場所及び日時は、次のとおりとする。

ア 場所

3の（1）に同じ。

イ 日時

平成26年5月23日（金）から同年6月6日（金）までの県の休日を除く日の午前9時から午後4時まで

(2) (1)の規定により交付する入札説明書に対して質問がある者は、5に掲げる入札説明会において質問を行うものとし、その後は、平成26年6月11日（水）午後4時までに和歌山県立和歌山工業高等学校に対して書面（ファクシミリを含む。）により行うものとする。

5 入札説明会の場所及び日時

(1) 場所

和歌山市西浜3丁目6番1号
和歌山県立和歌山工業高等学校 応接室

(2) 日時

平成26年6月6日（金）午後3時から

6 一般競争入札の執行の場所及び日時等

(1) 一般競争入札の執行の場所及び日時は、次のとおりとする。

ア 入札場所

5の(1)に同じ。

イ 入札日時

平成26年7月16日（水）午後3時から

ウ 開札場所

アに同じ。

エ 開札日時

イに同じ。

(2) (1)の入札の執行に当たっては、入札参加者は、本県より競争入札の参加資格があることを確認された旨の通知書の写しを持参することとする。

(3) 郵便による入札書の提出を行う者は、書留郵便により競争入札の参加資格があることを確認された旨の通知書の写しを同封の上、平成26年7月16日（水）午前11時までに和歌山県立和歌山工業高等学校へ必着するように行わなければならない。

7 入札方法

落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。以下「入札金額」という。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった入札金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

8 入札保証金に関する事項

(1) 入札に参加しようとする者は、その者の見積もる入札金額の100分の5以上の額の入札保証金を納付しなければならない。

(2) 入札保証金は、落札者のものを除き入札終了後還付する。ただし、落札者には、契約を締結しない場合を除き契約締結後還付し、又は納付すべき契約保証金に充当することができる。

(3) 入札保証金の納付の方法、納付の免除等は、自治法令第167条の7及び和歌山県財務規則（昭和63年和歌山県規則第28号）第85条から第88条までの規定の定めるところによる。

9 契約保証金に関する事項

(1) 契約を締結する者は、契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を納付しなければならない。

(2) 契約保証金の納付の方法、納付の免除、還付等は自治法令第167条の16及び和歌山県財務規則第92条から第94条までの規定の定めるところによる。

10 入札の無効

本公告に示した競争入札に参加資格のない者及び競争入札参加資格の確認について虚偽の申請を行った者のした入札並びに入札説明書に記載する無効な入札に該当する入札は、無効とする。

なお、本県より競争入札参加資格のある旨確認された者であっても、確認の後、入札時点で2に規定する資格のない者のした入札は、無効とする。

11 入札執行方法の細目

(1) 入札の要件の細目については、入札説明書に記載するとおりとする。

- (2) この入札の開札には、和歌山県立和歌山工業高等学校の職員が立ち会うものとする。
- (3) 落札者の決定は、和歌山県財務規則第102条の規定に基づく予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって申込みをした者を落札者とする。
- (4) 落札者となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせて、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、この者に代わって当該入札事務に関係のない和歌山県立和歌山工業高等学校の職員にくじを引かせるものとする。
- (5) 開札の結果、予定価格の制限の範囲内の価格の入札がないときは、直ちに、再度の入札を行う。この場合において、入札の回数は、最初の入札を含め3回までとする。
- (6) 第1回の入札において落札者が決定しなかった場合において、郵便による入札を行った者で6の(1)に規定する日時に入札の場所には出席していない者は、第2回以降の入札には参加できないものとする。

12 契約書の要否

要

13 契約の締結に関する和歌山県議会の議決の要否

否

14 その他

- (1) この一般競争入札及び契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地は、次のとおりとする。

ア 名称

和歌山県立和歌山工業高等学校

イ 所在地

和歌山市西浜3丁目6番1号

郵便番号 641-0036

電話番号 073-444-0158

ファクシミリ番号 073-444-2510

- (2) この一般競争入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。

15 Summary

- (1) Nature and quantity of the products to be purchased:

Rental of information processing equipment for information processing room

- (2) Date and time for tender:

15:00 16 July 2014

- (3) Contact point for the notice:

Wakayama Technical High School Office

3-6-1 Nishihama Wakayama City, 641-0036 Japan

TEL 073-444-0158

FAX 073-444-2510

正 誤

正 誤

平成26年3月25日付け和歌山県報第2541号和歌山県告示第325号中

ページ	行目	誤	正
3	19	第1種区域	第一種区域
	20	第2種区域	第二種区域